

実務に関する証明書の記入方法

※2ページ目も必ずお読みください

- ✓ 幼保特例における「幼稚園教諭免許状の取得に必要な在職期間（勤務年数：3年以上、勤務時間数：4,320時間以上）」について証明書を作成してください。なお、複数の施設等での勤務期間を合算することができます。合算しても必要な在職期間を満たさない場合は、申請できません。
- ✓ 取得する免許状に応じた「基礎資格」取得年月日以降の在職期間について証明書を作成してください。

取得する免許状	基礎資格
幼稚園教諭「一種」	学士の学位を有すること、かつ、指定保育士養成施設を卒業又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること
幼稚園教諭「二種」	指定保育士養成施設を卒業又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること

※「保育士資格を取得した日」について

保育士証に記載の「指定保育士養成施設を卒業又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に合格」した年月が

- ・平成15年11月以降の方 ⇒ 保育士証に記載の「登録年月日」以降の在職期間を記載できます。
- ・平成15年10月以前の方 ⇒ 保育士証に記載の「指定保育士養成施設を卒業又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した年月」以降の在職期間を記載できます。

- ✓ 同じ施設でも、施設形態が変化している場合は、別々に証明書を作成してください。

※上記の「基礎資格」取得日以降の在職期間を記載してください。

幼稚園	幼稚園としての「設立年月日」以降の在職期間を記載できます。
認定こども園	認定こども園としての「認定年月日」以降、かつ運営が開始した日以降の在職期間を記載できます。（過去に認可保育所だった期間の勤務分は、必ず期間ごとに分別して記載してください。）
認可保育所	「認可年月日」以降、かつ、保育所として運営が開始した日以降の在職期間を記載できます。
認可外保育施設	「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付年月日」以降、かつ、施設として運営が開始した日以降の在職期間を記載できます。

- ✓ 「在職した期間」は、開始年月日と終わりの年月日を両方とも明確に記載してください。「現在日まで」「在職中」「証明日」等の明確な日付でない表現や、年月日が未記載のものは不可です。
- ✓ 現在勤務中の園で証明書の発行を受ける場合は、証明年月日までの期間を記入（証明）できます（証明年月日の翌日以降（未来）の証明はできません）。
- ✓ 証明書は「実務証明責任者」ごとに作成（証明）が必要です。法人等設置者が異なる複数施設の経験年数を合算して必要年数を満たす場合は、それぞれ1枚ずつ証明書を作成してください。
- ✓ 証明の際は公印（職名が記載された印）を押してください（例：△△園施設長印、○○保育園長印、○市長印、社会福祉法人□□会理事長印、株式会社▼▼代表取締役印、等）。

実務に関する証明書 (免許法附則第18項用)

氏名	免許 花子	生年月日	昭和60年1月1日	性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
----	-------	------	-----------	----	---------------------------------------

施設名	横浜市立A保育園
認可等年月日	平成12年4月1日
所在地	横浜市中区日本大通33
電話番号	045

認可保育所の場合は、開設日ではなく認可日を記入してください。
認可保育所以外の対象施設の場合は、開設日を記入してください。

在職期間を明確に記入してください。
(休業等の期間を含む)

職	職した期間	勤務時間数
1 幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員 2 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員 ③ 保育士	平成29年4月1日～ 令和3年3月31日	4.350 時間
1 幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員 2 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員 3 保育士	1～3のいずれかに○	勤務時間数(のべ時間数)を必ず記入 (休業等の期間を除いた時間数)
1 幼稚園において専ら幼児の保育に従事する職員		

●証明書上で修正を行う場合、修正箇所には二重線を引いて余白に正しい記載を行い、訂正箇所には「実務証明責任者の公印」を訂正印として押してください(修正液・修正テープ・個人名の私印での訂正は不可です)。

在職期間のうち勤務しなかつた期間	期	休業、退職、欠勤等の別	理由
	平成30年4月1日～令和2年3月31日 平成31年3月31日	育児休業	子の育児のため
	年月日～年月日		休業、退職、欠勤等について記入
	年月日～年月日		
	年月日～		

現在も同じ保育園等で勤務している場合は、所属長(園長等)の証明が必要です。
過去に勤務していた保育園等の場合は、所属長の証明は不要です。

上記のとおり、実務は
令和3年4月1日

所属長
(園長等)

A保育園長 保育 太郎

横浜市立
A 保 育
園 長 印

実務証明責任者
(法人の理事長等)

横浜市長 横浜 次郎

横浜
市長 印

- 備考
- 施設名の欄は、
 - 認可等年月日の欄は、
 - 職の欄は、該当する職を必ず記入してください。
 - 期間の欄は、出産休業等も記入してください。
 - 勤務時間数の欄は、在職期間中の勤務時間数の合計を記入してください。
 - 実務証明責任者は、施設の設置者を記入してください。

公印は、それぞれの職印(園長印・市町村長印)を押印してください。
園の印や私印では受け付けられません。